

ジクロベニルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
 についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成26年5月14日～平成26年6月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

| 意見・情報の概要※ | 食品安全委員会の回答 |
|--|---|
| <p>資料は良く整理され分かり易い資料です。以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. ADI 値は妥当でしょう。</p> <p>2. 当該農薬の発ガン性試験結果が、遺伝毒性は無いということに基づいて、遺伝毒性との因果関係はないと結論しております。ラットや犬を用いた長期毒性試験を行った毒性学者の結論は尊重いたします。しかし、遺伝毒性と関係なく発生する発癌が最も怖い癌であることも、毒性学者はご存知と感じます。つまり人における発癌は遺伝毒性とも因果関係を追跡できていません。</p> <p>3. 従いまして、当該物質は自然界では分解しにくい物質ではあるが、農薬の薬効は優れた効果を示すものであり、残留したとしてもその値は、ADI 値を遥かに下回る値なので、人へのリスクは極めて低いと結論付けるのが妥当でしょう。</p> | <p>1. について 御意見ありがとうございます。</p> <p>2. ～3. について ジクロベニルの発がん性については、非遺伝毒性メカニズムにより発生するため、閾値を設定することが可能であることから、閾値を下回るADI のレベルで摂取した場合には、発がんリスクはないと考えています。 そのため、食品安全委員会では、ADI に基づく管理が適切に行われれば、安全性は担保されると考えております。</p> |

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。